

監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 程：令和6年5月28日（火）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和6年4月19日から令和6年5月28日まで

（2）現地調査箇所

みやの保育所、大久保認定こども園

杉原小学校、鶉坂小学校、八尾中学校、速星中学校

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

ア こども家庭部 こども保育課

保育所（7箇所）

八尾、福島、朝日、みやの、古里、音川、山田

幼保連携型認定こども園（1箇所）

大久保

イ 教育委員会事務局 教育総務課

小学校（11箇所）

八尾、杉原、保内、速星、鶉坂、朝日、宮野、古里、音川、神保、山田

中学校（7箇所）

大沢野、上滝、八尾、速星、城山、山田、楡原

（2）対象期間

令和5年度

(3) 対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

ア 現金の収納事務について

イ 歳入の執行事務について

ウ 歳出の執行事務について

エ 財産の管理事務について

オ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

(1) 保育所及び幼保連携型認定こども園

ア 領収した現金について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが見受けられたので、改善を図られたい。(八尾、福島、みやの)

イ 現金の領収において、誤った金額の領収書を発行していたので、改善を図られたい。(みやの、大久保)

ウ 消耗品の購入において、単価契約によらず同等品を別の業者に発注したことにより単価契約価格より高く購入しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。(八尾、みやの、音川)

エ 備品台帳について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 統合により廃止となった大久保保育所の保育所長印及び大久保幼稚園の幼稚園長印を、備品台帳に記載していた。(大久保)

(イ) 備品台帳に記載していない備品があった。(大久保)

(ウ) リースにより配置された物品を備品台帳に記載していた。(音川)

(エ) 備品を払い出す際に、備品台帳に払出しの記録をしていなかった。(八尾)

オ 現物確認を行った結果に基づき備品台帳から払い出しされた備品について、物品棄焼却処分台帳を作成していないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。(八尾)

カ 超過勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 勤務を要する日において、当初に割り振られた正規の勤務時間に加えて、他の勤務を要する日に予定されていた勤務を行った場合、勤務時間の割振り変更の対象とはならず、超過勤務手当を支給すべきところ、他の勤務日との割振り変更をしたことにより、支給されていないものがあった。(八尾)

(イ) 当初に割り振られた正規の勤務時間を超えて勤務した時間は超過勤務手当を支給すべきところ、超過勤務に相当する時間を正規の勤務時間として誤ってシステムに入力したことにより、過小支給となっているものがあった。(八尾)

(ウ) 超過勤務時間の合計に 1 時間未満の端数が生じた場合の端数処理を誤ったことにより、過小支給となっているものが複数あった。(八尾)

(エ) 週休日の振替により、週の勤務時間が 38 時間 45 分を超過した分に対し支給される超過勤務手当 25/100 が支給されておらず、過小支給となっているものが複数あった。(福島)

(オ) 超過勤務を実施した際、実績をシステムに入力した後に決裁処理を行わなかったことにより、過小支給となっているものが複数あった。(福島)

(カ) 延勤務時間数の記載誤りにより、過小支給となっているものがあった。(みやの)

(キ) 勤務時間の割振り変更により勤務日となった日に行った超過勤務について、システムに勤務日及び勤務時間の変更内容を入力しなかったため、システム上は週休日の取り扱いとなったことよって、超過勤務手当を 125/100 で支給するべきところを 135/100 で支給し、過大支給となっているものがあった。(みやの、大久保)

キ 令和 6 年能登半島地震の対応に係る避難所運營業務等の事務従事に伴う特殊勤務手当(災害応急作業等手当)の支給において、事務従事者が申請を行わなかったことにより過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図りたい。(八尾、福島、みやの、古里、音川、山田、大久保)

ク 介護又は保育等の業務に従事したときに支給される特殊勤務手当(介護・保育等業務手当)について、次の誤りが見受けられたので、改善を図りたい。

(ア) 累計誤りにより過大支給となっているものがあった。(八尾)

(イ) 日額で定める手当であるにもかかわらず、同日の勤務について 2 回申請したことにより、過大支給となっているものが複数あった。(福島、朝日、みやの、大久保)

(ウ) 保育業務に従事した時間が 5 時間未満であったにもかかわらず、5 時間以上の単価で申請したことにより過大支給となっているものがあった。(山田)

(2) 小学校

ア 消耗品購入において、単価契約によらずに別の業者に発注したことにより、単価契約価格より高く購入しているものが見受けられたので、改善を図りたい。(音川)

イ 備品台帳及び物品現在高調書において、次の誤りが見受けられたので、改善

を図られたい。

(ア) 備品台帳において、管理換された物品が記載されていなかった。(八尾)

(イ) 更新した備品について、備品台帳及び物品現在高調書に記載されていなかった。(鵜坂)

(ウ) 備品の棚卸しによる調査により、取得事由不明として物品現在高調書に記載された備品について、備品台帳に受け入れの記載がされておらず、備品台帳と物品現在高調書の数量が不一致となっているものがあった。(音川)

(エ) 備品台帳から払い出しをする際、払出の行を記載せず受入時の記載に二線を引くことで削除し、現在数を修正しているものが複数あった。(音川)

ウ 物品棄焼却処分伺を作成せずに備品を廃棄していたので、改善を図られたい。(鵜坂)

エ 市内・県内等出張命令簿において、通算路程の記載誤りにより過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。(朝日)

オ 令和 6 年能登半島地震の対応に係る避難所運營業務等の事務従事に伴う特殊勤務手当(災害応急作業等手当)の支給において、事務従事者が申請を行わなかったことにより過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。(古里)

カ 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員に対して支払われる報酬において、超過勤務を含めた実勤務時間が 1 日 7 時間 45 分以内かつ週の勤務時間が 38 時間 45 分以内の場合は支給割合を 100/100 とし、それを超えた場合は 125/100 とすべきところ、週休日の振替により週の勤務時間が 38 時間 45 分を超えた週の超過勤務について、全時間を 125/100 とせず、100/100 欄及び 25/100 欄に分けて記載して端数調整を行ったため、過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。(神保)

(3) 中学校

ア 物品棄焼却処分伺を作成せずに、備品を廃棄しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。(大沢野)

イ 契印について、備品台帳が作成されていなかったなので、改善を図られたい。(八尾)

ウ 市内・県内等出張命令簿において、通算路程の記載誤りにより過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。(八尾、城山)

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) こども家庭部 こども保育課

ア 保育所等では延長保育料等の現金を取り扱っているが、それらはこどもの送迎時に保護者から集金することが多く、その場で集金額を確認し領収書を交付できない事例が見受けられた。保育業務に従事しながら現金の取り扱い事務を

行うことは、預かった現金を紛失する等の問題が生じる可能性があることから、保育所等での現金の取り扱いについて検討されたい。

イ 随意契約について、富山市契約規則第 22 条では「なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない」とされており、処務事務の手引き（契約編）では、随意契約による物品購入、修繕、委託契約等の場合は見積り合わせでは「最低 2 者以上」から見積書を徴すること、特命随意契約によるときは「特命理由書を作成」して「所属長の決裁を受ける」こととされている。

しかし、保育所等においては、一定金額未満のものについては特命理由書を作成せず、見積書を 1 者のみから徴収し物品等を購入しており、処務事務の手引き（契約編）によらない運用がなされている。

これは、保育現場において、迅速な物品調達が必要なことや、必要物品の納入可能な業者が限られていることから、状況に即して慣例的に行われてきたものであると考えられるため、随意契約による見積徴収について、契約課と協議し、現状と照らし合わせて見積書の徴収が 1 者のみでよい場合を示すなど、適切かつ円滑に事務が遂行できるよう対応を検討されたい。

ウ 保育所等の特別の形態によって勤務する必要がある職員については、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができ、保育所長及び認定こども園長以外の職員については保育所長及び認定こども園長の、保育所長及び認定こども園長についてはこども保育課長の専決事項となっている。しかし、これらの勤務時間等の決定は各保育所等に一任されており、富山市事務専決規程に基づく決裁がされていなかった。また今回の定期監査において、直前まで職員の勤務時間等の割振りを確定していないために、庶務事務システムへの勤務時間等の入力を誤り、超過勤務手当が過大又は過小支給となった事例も複数見受けられた。これらの誤りは、確定した勤務時間の決裁を行っていないために、決裁権者が正確な勤務実績を確認できなかったことも要因となっていると考えられる。

これらのことから、保育所等の週休日及び勤務時間の割振りについて、一定のルールを設けたうえで富山市事務専決規程に基づいた決裁の方法を明確にするなど、正確で統一的な事務が執行できる体制を整えられたい。

(2) 教育委員会事務局 教育総務課

随意契約について、富山市契約規則第 22 条では「なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない」とされており、処務事務の手引き（契約編）では、随意契約による物品購入、修繕、委託契約等の場合は見積り合わせでは「最低 2 者以上」から見積書を徴すること、特命随意契約によるときは「特命理由書を作成」して「所属長の決裁を受ける」こととされている。

しかし、小・中学校及び幼稚園においては、教育総務課が作成した「経理要領」で、一定額未満の物品購入・修繕等について見積書の徴収を 1 者以上としていることから、ほとんどの場合、特命理由書を作成せずに 1 者のみからの見積書徴収による物品購入等が行われており、処務事務の手引き（契約編）によ

らない運用がなされている。

これは、教育現場において、迅速な物品調達が必要なことや、必要物品の納入可能な業者が限られているなどの事情から、状況に即して慣例的に行われてきたものであると考えられるため、随意契約による見積徴収について、契約課と協議し、現状と照らし合わせて見積書の徴収が1者のみでよい場合を示すなど、適切かつ円滑に事務が遂行できるよう対応を検討されたい。

(3) 財務部 契約課

随意契約について、富山市契約規則第22条では「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」とされており、処務事務の手引き(契約編)では、随意契約による物品購入、修繕、委託契約等の場合は見積り合わせでは「最低2者以上」から見積書を徴すること、特命随意契約による場合は「特命理由書を作成」して「所属長の決裁を受ける」こととされている。

しかし、保育所等においては、一定金額未満のものについては特命理由書を作成せず、見積書を1者のみから徴収し物品等を購入しており、また、小・中学校及び幼稚園においては、教育総務課が作成した「経理要領」で、一定額未満の物品購入・修繕等について見積書の徴収を1者以上としていることから、ほとんどの場合、特命理由書を作成せずに見積書を1者のみから徴収し、物品等を購入しており、いずれも処務事務の手引き(契約編)によらない運用がなされている。

これは、保育・教育現場において、迅速な物品調達が必要なことや、必要物品の納入可能な業者が限られていることから、状況に即して慣例的に行われてきたものであると考えられるため、随意契約による見積徴収について、適切かつ円滑に事務が遂行できるよう対応を検討されたい。